

○東京藝術大学美術学部附属写真センター規則

〔昭和51年5月10日〕
制 定

改正 平成7年11月22日 平成16年4月22日
平成17年5月16日 平成19年3月28日
平成25年10月24日 平成26年7月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学美術学部附属写真センター（以下「センター」という。）の目的その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、写真、映像施設等の利用を通じて芸術に関する教育・研究効果の増大を図ることを目的とする。

(職員)

第3条 センターにセンター長及びその他必要な職員を置く。

2 センター長は、美術学部（大学院美術研究科を含む。）の教授又は准教授をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 センター長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(センター長の推薦)

第4条 美術学部教授会は、センター長候補者を選出し、学長に推薦する。

(センター運営委員会)

第5条 センターの適正な運営を図るため、写真センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの管理・運営に関すること。

(2) センターの利用に関すること。

(3) その他のセンターに関する重要な事項

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 美術学部教授会構成員のうちから選出された者 若干人

(3) センター所属常勤教員

(4) 美術学部事務長

2 前項第2号及び第3号の委員は、学部長が任命する。

3 第1項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(委員会の招集及び議長)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の本学職員を会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(センターの使用)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの使用等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月22日から施行する。

2 この規則施行の際、現に在任するセンター長の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。